

**お知らせ**  
実施しています！  
令和3年経済センサス - 活動調査

**回答は便利なインターネット回答をご利用ください！**

この調査は6月1日を基準日として行われ、全国のすべての産業分野における事業所・企業の経済活動の状態を、全国的・地域別に明らかにすることを目的としています。調査票は、調査員がお伺いして直接配布するか、国が民間事業者を活用し、企業の本社等に傘下の事業所の調査票を一括して郵送します。調査員がお伺いする場合は、必ず「調査員証」のほか「従事者用腕章」を身に付けていますので、安心してご回答ください。

- ▶ **調査の対象**  
すべての事業所および企業(個人の農林漁家等は除く)
- ▶ **インターネット回答(推奨)**  
インターネットでの回答は、調査書類のなかの「インターネット回答利用ガイド」をご覧ください。6月8日(火)までに回答をお願いします。
- ※インターネットでの回答が確認できなかった場合は、紙の調査票で回答していただきます。6月9日以降、調査員があらためて訪問します。
- ▶ **調査票の管理**  
回答いただいた調査票は厳重に管理します。集計が完了した調査票は、溶解処分する措置を講じています。
- ▶ **問い合わせ**  
● 調査票の記入方法など調査全般 〇コールセンター(☎0120・430・103)  
● インターネット回答について 〇コールセンター(☎0120・619・730)  
● 調査員に関すること 〇自治防災課(☎581・2121内線372)

**お知らせ**  
スマートフォン決済アプリで  
自動車税(種別割)の納付ができます！

県では、スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINE Pay、PayB)による自動車税(種別割)の納付を開始しました。また、ウェブサイト「Yahoo! 公金支払い」を利用したクレジットカード納付やインターネットバンキング等を利用したペイジー納付、金融機関やコンビニでも納付できます。納税通知書は、5月6日以降にお手元に届く予定です。納期限までに納税をお願いします。

このほかにも、自動車税(種別割)を納期限までに納税して領収書等を協賛店で提示すると、割引などのサービスが受けられる自動車税「納めてプラス！」キャンペーンを実施しています。詳しくは、県のホームページをご確認ください。

- ※自動車税(種別割)全般に関すること、住所変更・納付書紛失などの連絡、納税状況の確認等については、自動車税コールセンターにご連絡ください。
- ※自動車税(種別割)収入額の一部は「彩の国みどりの基金」に積み立て、県内のみどりの保全や創出等に活用しています。

**5月31日(月)は自動車税(種別割)の納期です！**

- 自動車税(種別割)全般に関すること
- 〇 自動車税コールセンター(☎0570・012・229)
- 彩の国みどりの基金に関すること
- 〇 県みどり自然課(☎048・830・3140)

## 犯罪被害者等支援制度のご案内

ある日突然、犯罪等の被害者やその家族、遺族になる恐れは誰にでもあります。犯罪被害者やその家族は、身体、精神、経済面等さまざまな問題に直面することになります。

町では、犯罪被害者等が受けた被害の軽減や回復を図り、町民が安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため『寄居町犯罪被害者等支援条例』を策定し支援を行っています。

**人権推進課に総合的対応窓口を設置しています**

犯罪被害者等が不安に感じていること、直面している問題等について、必要な情報の提供および助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行います。

**町民や事業者の皆さんの理解と協力が必要です**

犯罪被害者等が置かれている状況や心情、二次被害についての理解をお願いします。また、事業者の皆さんは、犯罪被害者等の就労および勤務についてもご配慮をお願いします。

**見舞金を支給します**

被害からの早期回復および軽減を図るため、見舞金を支給します。

- ▶ **見舞金の種類等**  
○ 遺族見舞金 30万円  
犯罪行為により死亡した方の遺族
- 傷害見舞金 10万円  
犯罪行為により傷害を負った方(一定の要件があります)
- ※令和3年4月1日以降に発生した犯罪の被害にあった方  
※犯罪にあった時点で町内在住の方

▶ **申請方法**  
申請書に必要な書類を添えて人権推進課へ提出してください。詳しくは、町公式ホームページをご覧ください。

▶ **その他**  
支給対象者と加害者との間に親族関係(三親等内の親族)がある場合など、支給が受けられない場合があります。詳細は、お問い合わせください。

〇 人権推進課(☎581・2121内線411)

**お知らせ**  
森林の整備を実施します！

町では、放置された里山・平地林を再生し、景観や生物多様性の保全など、森林の持つ公益的機能の発揮を図るため「里山・平地林整備事業」を実施します。この事業は、森林の所有者からの相談を受けて、町が森林整備を実施するもので、所有者は自己負担なく森林を整備できます。整備例は町公式ホームページに掲載していますので、竹の侵入や笹の繁茂などでお悩みの方は、ぜひご利用ください。まずは、次の実施要件を確認のうえ、農林課へご相談ください。

- ▶ **実施要件**  
○ 自己が所有または管理を委託された土地で、現況地目が山林等であること
- 事業実施後、5年間の維持管理(自己負担)を行うこと(町と協定締結)
- 協定期間中は山林以外への転用を行わないこと
- 1カ所当たりの森林面積がおおむね0.3ヘクタール以上(複数人の合計でも可)など
- ※実施箇所の境界を明確に把握されている方に限ります。

▶ **相談期限**／6月15日(火)

〇 農林課(☎581・2121内線403)

**お知らせ**  
ご利用ください！  
寄居町エコハウス推進事業補助金



町では、温室効果ガスの削減や電力需要のピークに達する時間帯をシフトするとともに、災害時に自立的エネルギーを確保できる家づくりを促進するため、自己用の住宅に「エコハウス事業」を実施する方へ補助金(最大70万円)を交付します。

エコハウス事業とは、対象機器を設置する事業を指し、機器の組み合わせによって補助金額が異なります。

▶ **対象機器**／住宅用太陽光発電システム+HEMS(住宅用エネルギー管理支援システム)機器、家庭用燃料電池システム、ガスエンジン給湯器、家庭用蓄電池システム

▶ **申し込み**／事業開始前に、申請書等を生活環境エコタウン課へ提出してください。詳細は、町公式ホームページをご覧ください。

※予算額に達した時点で受付終了

〇 生活環境エコタウン課(☎581・2121内線224)

**お知らせ**  
公営企業経営戦略を  
策定しました

町では、住民生活に欠くことのできない重要なサービスである水道事業、農業集落排水事業および公設浄化槽事業の経営戦略を策定しました。

経営戦略は、町が運営する公営企業において、将来にわたり安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画です。各事業の経営戦略は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とし、事業の現状分析、運営方針、財政試算等を内容としています。詳細は、町公式ホームページをご覧ください。



▶ **水道事業経営戦略・農業集落排水事業経営戦略について**

〇 上下水道課(☎581・2121内線266)

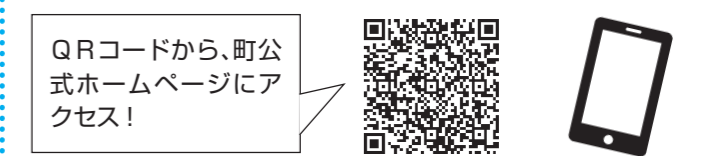
▶ **公設浄化槽事業(特定地域生活排水処理事業)経営戦略について**

〇 生活環境エコタウン課(☎581・2121内線223)

**お知らせ**  
寄居町国民健康保険データヘルス計画の  
中間評価を実施しました

町では、国民健康保険被保険者の健康保持増進を目的とし、健康・医療情報を活用してPDCA※サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、平成30年度から令和5年度までを計画期間とする「寄居町国民健康保険データヘルス計画(第2期保健事業実施計画・第3期特定健康診査等実施計画)」を策定しています。

令和2年度には、計画の中間評価を実施しました。中間評価報告書の詳細は、町公式ホームページをご覧ください。



※PDCA  
Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)

〇 町民課(☎581・2121内線113~115)